

令和 8 年小樽市議会第 3 回定例会提出予定議案

(予算・決算議案)

- 議案 1 令和 8 年度小樽市一般会計補正予算
- 議案 2 令和 8 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案 3 令和 8 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案 4 令和 8 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案 5 令和 7 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案 6 令和 7 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案 7 令和 7 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案 8 令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案 9 令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案 10 令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案 11 令和 7 年度小樽市病院事業決算認定について
- 議案 12 令和 7 年度小樽市水道事業決算認定について
- 議案 13 令和 7 年度小樽市下水道事業決算認定について
- 議案 14 令和 7 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
- 議案 15 令和 7 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

(条例案その他の議案)

議案16 小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）の一部改正（令和7年12月25日公布、令和8年12月25日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

・児童対象性暴力等の防止に係る基準の追加

乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等の防止及び児童対象性暴力等が行われた場合における利用乳幼児の適切な保護のため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するもの）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。

施行期日 令和8年12月25日

議案17 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案

景観法の一部改正（令和8年5月27日公布、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日施行等）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

景観法の一部改正に伴う引用条項の変更

施行期日 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和8年5月27日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）

議案18 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

塩谷住宅1号棟の供用を開始するもの

《改正内容》

① 塩谷住宅の追加

市営住宅に塩谷住宅（39戸）を追加し、公営住宅の戸数合計及び市営住宅の戸数総計を次のとおり変更する。

公営住宅戸数合計 2,876戸→2,915戸

市営住宅戸数総計 3,066戸→3,105戸

② 塩谷住宅集会所及び塩谷住宅駐車場の追加

共同施設に、塩谷住宅集会所及び塩谷住宅駐車場（20区画）を追加する。

③ 塩谷住宅集会所に係る利用料金設定基準の追加

塩谷住宅集会所に係る利用料金設定基準を次のとおり規定する。

	夏期	冬期
9時から13時まで	1,500円	2,000円
13時から17時まで	1,500円	2,000円
17時から21時まで	2,000円	2,500円
9時から21時まで	2,500円	3,000円

施行期日 規則で定める日（令和8年12月1日を予定）

議案19 小樽市学校給食費の管理に関する条例案

学校給食費を公会計化するに当たり、学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるもの
《制定内容》

- ① 学校給食は学校給食法第3条第1項に規定する学校給食を、学校給食費は同法第11条第2項に規定する学校給食費をいうことを規定
 - ② 学校給食の対象者を、小樽市立学校設置条例第1条の規定により設置する学校に在学している児童又は生徒などとすることを規定
 - ③ 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等から学校給食費を徴収し、その額は教育委員会が定める額とすることを規定
 - ④ 天災その他特別の理由がある場合は、学校給食費を減額し、又は免除することができることを規定
 - ⑤ 本条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めることを規定
- 施行期日 令和9年4月1日

議案20 工事請負変更契約について

公営住宅建替工事（塩谷B住宅）の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 9億6,261万円
変更後 10億824万9,000円
- ② 契約の相手方
小樽市緑1丁目5番1号
阿部・近藤共同企業体

議案21 工事請負変更契約について

公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 1億8,078万5,000円
変更後 1億8,638万4,000円
- ② 契約の相手方
小樽市入船5丁目24番7号
山吹・コマツダ共同企業体

議案22 損害賠償額の決定について

令和8年5月9日に発生した総合博物館の敷地内の樹木が強風により倒れたことによるフェンスの損傷事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するもの

賠償額 173万8,000円（フェンス修繕費）
発生場所 小樽市手宮1丁目2番1号 マックスバリュ手宮店敷地

報告 1 専決処分報告

こども医療費助成の対象者要件における所得制限を撤廃するため、小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例を令和 8 年 7 月 22 日に専決処分したもの

施行期日 令和 8 年 8 月 1 日（準備行為の規定は公布の日）

報告 2 専決処分報告

重度心身障害者医療費助成の対象者に、後期高齢者医療被保険者等のうち市民税課税世帯で自己負担割合が 1 割負担の者を追加するため、小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を令和 8 年 8 月 20 日に専決処分したもの

施行期日 公布の日（令和 8 年 8 月 1 日から適用）

（報 告 等）

・ 専決処分報告

令和 8 年 5 月 9 日に発生した総合博物館の敷地内の樹木が強風により倒れたことによる車両損傷事故に係る損害賠償について、同年 8 月 7 日に専決処分したもの

賠償額 76 万 7,162 円（車両修理費等）

発生場所 小樽市手宮 1 丁目 2 番 1 号 マックスバリュ手宮店敷地

・ 専決処分報告

令和 8 年 4 月 14 日に発生した建設部の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年 8 月 10 日に専決処分したもの

賠償額 21 万 6,299 円（車両修理費）

発生場所 小樽市花園 5 丁目 10 番付近 小樽公園内道路上の交差点

・ 専決処分報告

令和 8 年 4 月 8 日に発生したこども未来部の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年 8 月 12 日に専決処分したもの

賠償額 29 万 3,090 円（車両修理費等）

発生場所 小樽市長橋 4 丁目 5 番 1 号 市立長橋小学校駐車場

・ 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

・ 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（マリンウェーブ小樽）

- ・ 放棄した債権の報告

小樽市債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について報告するもの

- ① 債権の名称 住宅敷地転貸料

件数(人数) 1件(1人)

債 権 額 70万9,750円

- ② 債権の名称 水道料金

件数(人数) 120件(70人)

債 権 額 41万5,394円

合計 121件(71人) 112万5,144円

(追加予定議案)

- ・ 小樽市教育委員会委員の任命について

小 澤 倭文夫 氏 令和8年10月10日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。